

広島県告示第千二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年十二月九日までの間、縦覧に供する。

令和三年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道新市七曲西城線	福山市新市町大字藤尾五〇〇一番地先から 福山市新市町大字藤尾五〇〇二番地先まで	令和三年十一月二十五日